

(注)「市の考え方」は、箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会の会議資料として示したものであり、審議会での意見聴取後に変更する可能性があります。

資 料 3

パブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方（概要まとめ）

ご意見	市の考え方
1. 箕面市民の意見反映について（11 件） ①箕面の水道事業を担う市職員はいなくなるのか？何か問題が起きた時に、市職員がいないと市民の声が届きにくくなるのではないか。 ②水道事業に関する重要事項は箕面市議会ではなく、大阪広域水道企業団（以下、「企業団」という。）議会で議決されることになるため、箕面市民の意見が反映されなくなるのではないか。	①大阪広域水道企業団（以下、「企業団」という。）と統合した場合も、現在、上下水道庁舎のある場所で、これまで箕面市職員として水道事業を担っていた職員が企業団に身分移管、または市職員として出向し、引き続き箕面の水道事業に従事します。水道料金に関する窓口や漏水などに関する相談はこれまでと同様に現・上下水道庁舎で受けることになりますので、市民の声が届きにくくなることはありません。 ②水道事業に関する重要事項について、例えば、企業団との統合後に料金の値上げを行う場合には、企業団において外部有識者や市民等で構成する料金検討部会を立ち上げ、内容については市長及び市議会にも説明し、市民説明会等を実施しながら検討を進めて行くことになります。また、検討結果を料金改定案としてとりまとめた後も、企業団の運営協議会においては、箕面市の水道担当部長が参加し意見を述べることができます。また、企業団は大阪市を除く 42 市町村で構成される団体であり、運営協議会での承認を得た重要事項は、42 市町村長が構成員となる首長会議に諮られることとなり、箕面市長も構成員として首長会議で意見を述べるすることができます。さらに、首長会議で承認を得た事項が企業団議会に提案されますが、料金改定等の議案が諮られる年度は、当該団体に優先的に議席が配分されることとなっています。 以上を勘案すると、企業団と統合したとしても、箕面市に関わる重要事項については地元である箕面市の意見が尊重される仕組みが担保されていると考えています。
2. 民営化について（7 件） 企業団は民間企業なのか？また企業団と統合すると、今は民営化されていなくても、将来的に民営化の可能性があるのではないか。	企業団は、民間企業ではありませんし、その構成団体に民間企業は一切含まれていません。大阪市を除く大阪府内の 42 市町村が共同で設立した地方公共団体という公の組織で、水道専門の行政機関です。企業団では、他の水道事業体と同様、老朽化対策や更新事業を着実に推進するための手法として官民連携の取組を検討していますが、経営主体が民間に移る「民営化」については検討していません。
3. 人材育成・技術継承について（11 件） ①ベテラン職員の技術継承問題について、若手職員の採用が進まない原因は何か？箕面市では人材確保・育成はできないのか？箕面市で人材確保・育成が困難であるなら企業団ではそれが可能なのは何故か？ ②企業団への移管が進めば、市の能力は更に低下し、技術力が低減するのではないか。	①ここ数年、新卒技術職員の採用については、民間企業に就職する傾向が強く、どこの市町村も苦労しているのが現実であり箕面市も同様であるなか、60 歳以上の定年延長、再任用職員、さらには経験者を会計年度任用職員として活用を図りつつ、並行して、箕面市公式 X や民間求人サイトの活用を積極的に行うとともに、採用試験 PR のため学校訪問を実施するなど、若手職員の採用拡大に努めています。しかし、採用人数を増やそうとしても、応募人数をなかなか増やせず、思うように採用できないのが現実です。 特に、水道に関して言えば、必要な人材は土木、機械、電気、水質等多岐にわたり、ベテラン職員の集中退職期が目の前に迫っており、水道の知識や経験のない箕面市職員で補充しても、育成までに相当に期間を要すること、職員の採用に苦労している状況から判断すると、箕面市だけで技術継承可能な形で年代別に職員を配置するのは現実的に困難と考えています。 一方、企業団は水道事業に特化した業務であることから、水道事業だけに関わりたいという人材は、箕面市より確保し易い状況にあり、組織規模からも、土木、機械、電気、水質等多岐にわたる人材を技術継承可能な形で年代別に配置することが可能と考えています。

(注)「市の考え方」は、箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会の会議資料として示したものであり、審議会での意見聴取後に変更する可能性があります。

	②統合後は現在の上下水道庁舎のある場所で、これまで箕面市職員として水道事業を担っていた職員が企業団に身分移管、または箕面市職員のまま企業団に出向し、引き続き箕面の水道事業に従事します。これらの水道職員の退職や出向期間満了の際には、企業団が採用した水道専門の人材が配置されるため、箕面の水道事業に従事する人員体制の専門性が高まり、着実に水道事業を運営することができると考えています。
4. 桜ヶ丘浄水場と自己水について（22 件） ①半町地区の深井戸の水を浄水処理している桜ヶ丘浄水場の自己水は箕面市の貴重な自己水である。廃止しないでほしい。 ②美味しい水が飲みたいので企業団水にしないでほしい。 ③桜ヶ丘浄水場を廃止すると自己水を配水するのは箕面浄水場だけになる。災害時を想定すると、企業団水だけに依存するのではなく自己水は維持すべきではないか。 ④自己水の比率を増やせば、企業団からの受水費の削減が可能となり給水収益の改善につながるのではないか。 ⑤隣の池田市では淀川ではなく猪名川の水で賄えている。池田市にできることが箕面市になぜできないのか。 ⑥企業団水への依存度を増やすと、企業団が箕面の意向に反した措置をとることになって、もたざるをえなくなるのではないか。 ⑦桜ヶ丘浄水場の廃止について、いつ、どのように決定したのか？	①桜ヶ丘浄水場の配水エリアは桜ヶ丘、新稲2丁目の一部、新稲5～7丁目、桜3丁目の一部などの約3,900世帯（市内全世帯数の約6%）です。昔からこの区域にお住まいの方の中には「井戸水で美味しい」という意見があることは理解しています。一方、他の地域から引っ越してこられた方から「少し癖を感じる」との意見や「乾いた後に水回りに白い汚れが付着して困っている」といった苦情が寄せられているのも事実です。 現在の桜ヶ丘浄水場については、国から譲渡されて以降、既に73年が経過し、厚生労働省の実使用年数に基づく更新基準を超過して施設が老朽化しており、施設は管路も含めて耐震化されておらず、災害時に大規模な被災を受けるリスクが高い状況です。平成21年度に箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会において、桜ヶ丘浄水場のあり方について検討した際、耐震化・更新すれば、企業団の受水単価を大きく上回る浄水コストとなるため、「更新は行わず将来的には廃止、ただし、可能な限り延命を行い、浄水コストが受水コストを上回る段階まで継続使用が妥当」という内容の答申をいただきました。これを踏まえ、平成26年度に策定した上下水道施設整備基本・実施計画において、更新は行わず、将来的には廃止（2032年度を想定）との方針を位置づけた経緯があります。 桜ヶ丘浄水場の配水区域の世帯数は約3,900世帯（市内全世帯数の約6%）で、この区域にお住まいの方の中でも評価が分かれる水であること、もしも耐震化・更新する場合、企業団水の原価を超えるコストの浄水費用を桜ヶ丘浄水場の配水区域以外の方たちの水道料金で負担することになることを考えると、廃止という選択をせざるを得ません。 ②箕面市内で自己水100%を配水しているエリアは、新稲5～7丁目、桜ヶ丘1～5丁目など、約3,900世帯（市内全世帯数の約6%）でそれ以外の区域は、企業団と統合していない現在においても、桜ヶ丘浄水場の浄水約10%程度を企業団水にブレンドしている区域約4,200世帯、箕面浄水場の浄水約30%程度を企業団水にブレンドしている区域約10,000世帯を含め、企業団水を配水しており、企業団と統合してもしなくても企業団水を配水することに変わりはありません。なお、企業団の水はオゾン処理や粒状活性炭処理等を行った「高度浄水処理水」であり、過去に厚生労働省が設立した「おいしい水研究会」が提言したおいしい水の条件を満たしています。 ③箕面市には、自己水源の浄水場が2つあり、桜ヶ丘浄水場を廃止した場合、自己水は箕面浄水場のみとなりますが、箕面浄水場の最大浄水能力は1日約2,400立方メートルであり、非常時に必要とされる1人1日3リットルに人口14万人を掛けた約420立方メートルの飲料水を十分に確保できる能力を有していますので、桜ヶ丘浄水場を廃止しても、災害時の最低限の飲料水供給については箕面浄水場で対応可能と考えています。 ④自主水源を増やせば、企業団からの受水費を削減でき、給水収益の改善につながるのご意見は、自己水源は企業団水より安価であるとの前提でないと成り立ちません。しかし、例えば桜ヶ丘浄水場や関連施設・管路を耐震化すると、企業団水を上回るコストとなりますので、給水収益の改善にはつながりません。 ⑤水源の存在、水源における取水可能な水量、水源からの距離、浄水施設の規模など、市町村によって事情が異なる

(注)「市の考え方」は、箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会の会議資料として示したものであり、審議会での意見聴取後に変更する可能性があります。

	るため、自己水の比率は市町村によってまちまちです。 ⑥「淀川の水」を浄水処理しているのは企業団であり、企業団は企業団から受水している 42 市町村が構成団体となり、重要事項は 42 市町村長で構成される首長会議に諮られます。従って「受水市町村の意向に反した措置」を受水 42 市町村長で構成される首長会議が決定するようなことは現実的にありえないと考えます。 ⑦桜ヶ丘浄水場につきましては、平成 21 年度の「箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会」において、「更新は行わず将来的には廃止、ただし、可能な限り延命を行い、浄水コストが受水コストを上回る段階まで継続使用が妥当」という内容の答申を受け、企業団との統合の検討以前の平成 26 年度に策定した「上下水道施設整備基本・実施計画」において、「更新は行わず、将来的には廃止」との方針を位置づけたものです。
5. 水道水の水質について（4 件） 企業団と統合した場合、箕面の水道の水質は守られるのか？また、水質に関する情報はきちんと開示されるのか？	水道水の水質基準は水道法に基づいて定められており、箕面の水道事業は、水質基準に適合した水道水を供給しつづけてきました。今後、企業団と統合したとしても、水質基準に適合した水を供給することには変わりはありません。
6. 災害対応・危機管理について（9 件） ①災害時の対応については、普段から市の状況を把握している市長が直接指揮を取り、地域事情をよく知っている箕面市の職員によって迅速に対応できる体制を維持することが重要である。大阪広域水道企業団に一局集中するのではなく、箕面市で管理・運営する方が防災対策として有効ではないか。 ②企業団水が原発事故による放射能汚染や異物混入、主要管路の破損などの事態になった場合、企業団ではどのような対策がとられるのか？	①現行の災害対応としては、災害や事故が発生した場合にも、市民の皆さまに安全な水を安定して供給できるよう、各配水池にはおおむね 12 時間分の水を確保するとともに、24 時間体制での緊急連絡体制及び配備体制の確保、応急給水タンクや備蓄水の整備などの備えを講じています。今後も、現行の備えを維持・強化し、市民生活への影響を最小限に抑えられるよう努めていく考えです。 箕面市災害対策本部の指揮監督は対策本部長である市長が行いますが、水道に特化した対応については、これまでも上記のとおり水道職員が担ってきました。企業団との統合後は、箕面市の水道事業を所管する部署である（仮称）箕面水道センターが企業団本部のバックアップを受けながら、箕面市災害対策本部と連携して対応にあたることになるため、箕面の単独経営の場合と比べ、水道の災害対応はより強化されます。 ②企業団では淀川の水を 24 時間連続して監視しており、万が一淀川の水質に異常があった場合には取水を停止するなどの措置を行います。その間は浄水池や配水池に貯留した水を使用して配水を行います。また管路の事故に関しては、大規模な地震災害に備え、管路の更新・耐震化を行っています。
7. 経営シミュレーションについて（12 件） ①災害対応・危機管理について水需要予測について、市の人口推計では 2040 年度までは人口増なので、20 年後の給水量が約 1 割減少するのか疑問である。 ②箕面市は新駅も出来たばかりでこれからも人口が増えると思う。給水収益の減少はそれほど問題ではないはずなので、今後の対応として考えればよい。 ③定量的メリットの約 19.7 億円により、統合ケースでは料金改定を 1 年遅延可能であり供給単価の値上げを 7 円抑制可能という結果が示されているが、大きなメリットとはいえないのではないか。 ④定量的メリットは、国交付金が増えるかどうかの違いに過ぎず、国交付金は国税、つまり市民が納税した税金であることを考えれば、納税者である市民にとって統合によるメリットとはいえない。	①人口推計については、パブリックコメント資料の P16 にあるとおり、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（令和 5 年度推計）をもとに算出したもので、市の人口推計（令和 2 年 3 月推計）とは異なります。なお、「市の人口推計では 2040 年度までは人口増」というのは、市の人口推計のうちの政策的人口増を加味した「将来展望」であって、人口推計Ⅰ・Ⅱにおいては 2025 年がピークです。これまでも、収入を見積もる際には、安全側の条件で算定するため、「将来展望」は使用せず、「人口推計Ⅱ」を使用しています。推計時期の差はあるものの、大きな矛盾はないものと考えています。 ②箕面市の人口は現時点で増加し続けていますが、令和 45 年には約 1 割減少、それに伴い給水量も約 1 割減少、それ以上に給水収益の減少が見込まれることについては、対処せず先送りすべき課題ではないと考えています。 ③7 円の負担抑制や値上げ時期の延期に対する評価が人それぞれの価値観や経済状況によって異なることはやむを得ませんが、令和 6 年度決算では 1 m³あたり 161 円の水道料金が単独ケースでは 40 年後に 262 円に上昇するとの推計結果に対し、市民の負担を少しでも抑制する方策を検討したものです。

(注)「市の考え方」は、箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会の会議資料として示したものであり、審議会での意見聴取後に変更する可能性があります。

⑤企業団の受水費の値上げの見通しなどの不確定要素が多く、シミュレーションに反映されていないため、示されている統合のメリットは信頼できない。 ⑥箕面市東部には建設が予定されているデータセンターの使用水量をどう見込んでいるのか？	④国税は国民全体で負担しているものであり、これがなければ箕面市民だけで負担することになり、箕面市民の負担は交付金を得る方が少なくなります。 ⑤企業団の受水費の値上げ(あるいは値下げ)について考慮されておらず、不確定要素が多いため、メリットが確認できないとのご意見につきまして、企業団の受水費の値上げ(あるいは値下げ)については、企業団に統合した場合もしない場合も同じ影響額となるため、企業団の受水費の値上げ(あるいは値下げ)があったとしても、統合ケース、単独ケースとで影響額の差は生じません。したがって、企業団の受水費の値上げ(あるいは値下げ)が不確定であることをもって「統合メリットが確認できない」ということにはならないと考えます。 ⑥本市東部地区で計画されているデータセンターについては、現時点では詳細協議には至っていませんが、施設の更新時に施設能力が不足することがないよう、現時点で予想されている川合地区での開発に伴う有収水量の増加を令和9年度以降に見込んでいます。ただし、経営シミュレーションでは、給水収益の算定の根拠となる有収水量については安全側の条件で算定するため、まだ決定していない川合地区の開発に伴う有収水量の増加は加算していません。
8. 企業団と統合した場合と箕面市単独経営を維持した場合との整備計画の違いについて(2件) 企業団と統合した場合と箕面市単独経営を維持した場合とでは、整備計画に違いはあるのか？統合した場合、老朽管路の更新はスピードアップするのか？	広域化すなわち企業団と統合した場合と箕面市単独経営を維持した場合、いずれのケースにおいても、箕面市の管路・施設の整備計画は変わりません。ただし、企業団と統合することで、約19.7億円の国交付金の活用が可能になります。また、水道専門の人材が確保しやすくなることから、整備計画をより確実に遂行できると考えています。
9. 企業団の会計が統合された場合について(2件) 現在、統合されている団体は、財政状態が厳しい市町がほとんどで、統合後に将来、企業団の会計が統合された場合、他事業体の負債を箕面市で負担するリスクがある。統合を見送った市の市議会での議論を踏まえると、統合を急ぐべきではないのではないか。	企業団において、料金算定を一緒にしても事業運営に大きな影響がない場合を除いては、府域一水道の実現まで料金算定は別々に行うこととされています。つまり、統合後も経理は事業を運営してきた市町村単位で別々に行うことから、府域一水道が実現するまでの間は、他の水道事業の水道料金を支えることにはならないと考えています。統合に至らなかった団体において、これらの内容を議会に対し丁寧に説明を行ってきましたが、議会において最終的に理解を得ることができなかったものと聞き及んでいます。
10. デメリットについて(3件) メリットばかりでデメリットについて説明がない。デメリットはないのか？	水道料金改定などの重要事項は42市町村議会から選出された議員で構成される企業団議会で決定されるため、今までのように箕面市議会での議決事項ではなくなることをもって「デメリット」ととらえられる方も見受けられます。 ただし、水道事業の重要事項についてはNo.1に記載したとおり、企業団と統合したとしても、箕面市の意見が尊重される仕組みとなっており、「デメリット」ではないと考えています。
11. パブリックコメントについて(4件) 重要な判断であるにもかかわらず、説明会は限られた回数・時間で、パブリックコメント期間も短すぎる。	パブリックコメントの実施にあたっては、「箕面市パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、意見等の提出を受ける期間は標準的な30日間を確保して実施しています。また、広く周知するため、市ホームページ及び広報紙もみじだより(令和7年9月号)に掲載し、市役所をはじめ、生涯学習センターや図書館などに閲覧用資料を設置し、意見を聴取できるように備えました。説明会については期間中に市内4か所で実施しています。 今回のパブリックコメントに対して多岐にわたる内容のご意見が寄せられています。いただいたご意見に対する市の考え方について、市ホームページに掲載し、その旨広報紙もみじだよりに掲載するなど、多くの市民の皆様にご理解いただけるよう周知を図っていきます。